

<予約システム利用について>

- 1 予約システムを利用する団体は、この「昭島市公共施設予約システム利用団体登録申請書」に必要事項を記入して提出してください。
提出先は、利用施設により異なります。勤労商工市民センター及び市民交流センターの利用は市役所勤労消費者係に、公民館の利用は公民館に、高齢者福祉センターの利用は市役所高齢サービス係に、保健福祉センター（あいぽっく）の利用は保健福祉センターに提出してください。
ただし、市立会館、総合スポーツセンター、みほり体育館、環境コミュニケーションセンターを利用の場合は、各施設（勤労商工市民センター、市民交流センター、高齢者福祉センターを除く）のほか、市役所（社会教育係、勤労消費者係、高齢サービス係）でも提出できます。
- 2 提出された団体登録申請書は、受付の日から2週間以内に予約システム利用団体登録の可否等について、団体に通知します。

<予約システム利用の団体登録について>

- 1 予約システムを利用できる団体は、市内の団体とします。
市内の団体とは、市民及び市内に在勤又は在学する方が半数を超える団体とします。
- 2 施設の設置目的により、団体の登録基準が異なります。
団体登録の基準は、直接、利用を希望する施設にご確認ください。
- 3 ユーザIDの交付は1団体につき1つです。（団体の登録は1団体1回です。）
- 4 団体登録の申請内容に変更が生じたときは、窓口にお申し出ください。

<施設をご利用する上での留意点>

- 1 営利・宗教・政治活動を目的とした施設利用はできません。
- 2 団体登録やその申請内容、又は施設の利用に不正があった場合は、施設の使用中止やシステムの利用停止、団体登録の取消しなどの措置を行います。
- 3 団体が最後に利用した日から1年間利用実績がないときは、団体登録を取り消す場合があります。

.....以下は、市の記入欄です。.....

| 利用希望施設名 | 内容確認日 | 利用承認の可否 | 備考 |
|--|-------|---------|----|
| <input type="checkbox"/> 市立会館（社会教育課） | / / | 可 否 | |
| <input type="checkbox"/> 総合スポーツセンター | / / | 可 否 | |
| <input type="checkbox"/> みほり体育館 | / / | 可 否 | |
| <input type="checkbox"/> 環境コミュニケーションセンター | / / | 可 否 | |
| <input type="checkbox"/> 勤労商工市民センター | / / | 可 否 | |
| <input type="checkbox"/> 市民交流センター | / / | 可 否 | |
| <input type="checkbox"/> 公民館 | / / | 可 否 | |
| <input type="checkbox"/> 高齢者福祉センター | / / | 可 否 | |
| <input type="checkbox"/> 保健福祉センター | / / | 可 否 | |